

10~16 その他の間接税各表

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成13年4月1日から平成14年3月31日までの消費税及び酒税以外の間接税（その他の間接税）の申告又は処理による課税事績を掲げた。ただし、印紙税については平成13会計年度内の現金納付に係る分を掲げた。

2 その他の間接税の概要

(10 航空機燃料税)

(1) 航空機燃料税は、航空機に積み込まれる航空機燃料に対して課税される。

航空機燃料税の税率は、航空機燃料1 kℓにつき26,000円である（沖縄路線航空機にあっては、航空機燃料1 kℓにつき13,000円・特定離島路線航空機にあっては、平成15年3月31日まで航空機燃料1 kℓにつき19,500円）。

(11 電源開発促進税)

(2) 電源開発促進税は、一般電気事業者の販売電気の電力量に対して課税される。

電源開発促進税の税率は、販売電気1,000キロワット時につき445円である。

(12 撃発油税及び地方道路税)

(3) 撃発油税及び地方道路税は、撃発油に対して課税される。

撃発油税及び地方道路税の税率は、撃発油1 kℓにつき次の金額である。

撃 発 油 税……………48,600円

地 方 道 路 税……………5,200円

計……………53,800円

(13 石油ガス税)

(4) 石油ガス税は、自動車用の石油ガス容器に充てんされている石油ガスに対して課税される。

石油ガス税の税率は、課税石油ガス1 kgにつき17円50銭である。

(14 石 油 税)

(5) 石油税は、原油の採取場から移出する原油又はガス状炭化水素及び保税地域から引き取る原油、石油製品並びにガス状炭化水素に対して課税される。

石油税の税率は、原油及び輸入石油製品は1 kℓにつき2,040円、輸入液化石油ガスは1 tにつき670円、国産天然ガス及び輸入天然ガスについては1 tにつき720円である。

(15 印 紙 税)

(6) 印紙税は、流通取引に関連して作成される各種の文書に対して課税される。

印紙税の税率は、次のとおりである（一般的な証書、帳簿の主なものについて掲げた。）。

イ 不動産等の譲渡契約書、消費貸借契約書、運送契約書

契約金額により200円～60万円（不動産の譲渡契約書で契約金額が1千万円を超える場合、印紙税が平成15年3月31日まで軽減される。）

ただし、契約金額1万円未満は非課税

口 請 負 契 約 書

記載金額により200円～60万円（建設業法第2条第1項に規定する建設工事の請負契約書で契約金額が1千万円を超える場合、印紙税が軽減される。）

ただし、契約金額1万円未満は非課税

ハ 約 束 手 形、為 替 手 形

手形金額により200円～20万円

ただし、手形金額10万円未満は非課税

- 二 株券、出資証券、社債券、受益証券
券面金額により200円～2万円
- ホ 繙続取引の基本となる契約書
1通につき 4千円
- ヘ 預貯金証書、保険証券、信用状など
1通につき 200円
- ト 配当金領収書、配当金振込通知書
記載金額3,000円以上の場合 200円
- チ 金銭、有価証券の受取書で営業に関するもの
記載金額により200円～20万円
ただし、記載金額3万円未満は非課税
- リ 預貯金通帳、信託通帳、掛金通帳
1冊1年につき 200円
- ヌ 金銭又は有価証券の受取通帳
1冊1年につき 400円

(16) たばこ税及びたばこ特別税)

(7) たばこ税及びたばこ特別税は、たばこ製造場から移出する製造たばこ及び保税地域から引き取られる製造たばこに対して課税される。

たばこ税及びたばこ特別税の税率は、第1種の紙巻きたばこ1,000本につき3,536円（内たばこ特別税820円）である。
紙巻きたばこ以外のたばこについては次に定める重量をもって紙巻きたばこ1本に換算する。

区分	重量
イ 喫煙用の製造たばこ	
第2種 パイプたばこ	1グラム
第3種 葉巻たばこ	1グラム
第4種 刻みたばこ	2グラム
ロ かみ用の製造たばこ	2グラム
ハ かぎ用の製造たばこ	2グラム

3 統計表の収録一覧

統計表	収録項目			調査方法
	課税状況	課税状況の累年比較	関係場数等	
10 航空機燃料税	○	○	○	全数調査
11 電源開発促進税	○	○		"
12 撥発油税及び地方道路税	○		○	"
13 石油ガス税	○		○	"
14 石油税	○		○	"
15 印紙税	○	○		"
16 たばこ税及びたばこ特別税	○		○	"